

令和7年1月1日（受付け分）より、 家電リサイクル品の運搬費が無料になります！

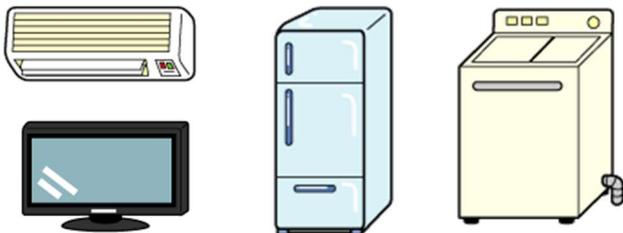
家電リサイクル法によって、搬出者は、使用済み家電4品目を製造業者等へ引渡すことが義務づけられています。しかし、当村のような離島地域においては、郵便局でのリサイクル券購入の他に海上運搬費を負担している為、本土に比して高額となっているのが現状でした。そこで、令和7年より（一財）家電製品協会の「離島対策事業協力」制度を活用し、家電リサイクル品の引渡しにかかる海上運搬費の助成を受けられる事が決定した為、運搬費については無料となります。

村では本制度を活用する事により、住民の負担軽減が図れることはもちろん、廃家電の不法投棄防止にもつながると考えております。

■対象となる家電4品目とは？

- ①エアコン
- ②ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ
- ③冷蔵庫・冷凍庫
- ④洗濯機・衣類乾燥機

※ただし、業務用の冷凍ストッカー・店舗用のショーケース等は対象になりませんので、各事業者様の責任で廃棄下さい。詳しくは、家電製品協会のホームページでご確認下さい。



■家電4品目の引渡しの流れ

- ①郵便局でリサイクル券の購入
※事前に家電製品協会 HP でリサイクル料金の確認をしておくスムーズです。
- ②新島陸送サービス(新島地区)
式根島クリーンセンター(式根島地区)
に廃家電とリサイクル券を持込み受付。
※令和7年1月1日受付分から、ここで必要となっていた運搬費が無料となります。
- ③島外搬出処分
その後は指定引取業者を通じてリサイクル。



【家電製品協会 HP】

■お問合せ先

- ・本制度について 新島村役場民生課民生係 ☎04992-5-0243
- ・リサイクル券について 新島郵便局 ☎04992-5-0088 式根島郵便局 ☎04992-7-0001
若郷郵便局 ☎04992-5-0089
- ・引渡(運搬)受付について 新島陸送サービス ☎04992-5-1300 式根島クリーンセンター ☎04992-7-0417